指定感染症及び検疫感染症について

<u>指定感染症</u>: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症<u>を除く。)であって、感染症</u> 法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令 で定めるもの(感染症法第6条)

<u>検疫感染症</u>:国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして 政令で定めるもの(検疫法第2条第3項)

| | これまでの対策 | 指定感染症、検疫感染症に指定した場合、 実施可能となる措置 | | | | |
|------|--|----------------------------------|--|--|--|--|
| | (1)診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器 症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナ ウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 | ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供 | | | | |
| 国内対策 | (2)報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所 に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベ イランス)の運用 | ② 医師による迅速な届出による患者の把握 | | | | |
| | (3)濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態 の確認を実施 | ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査) | | | | |
| 検疫 | (1)発熱の確認(サーモグラフィ) (2)自己申告の呼びかけ | <u>質問、診察・検査</u> 、消毒等が可能となる。 1 | | | | |

(参考)

感染症法に基づく主な措置の概要

| | | 二類感染症 | 三類感染症 | 四類感染症 | 五類感染症 | 新型インフルエンザ等感染症 |
|---------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------|--------------------------------|-------------------------------|--|
| 規定されている疾病名 | エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等 | 結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等 | コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等 | 黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1 を除く。) 等 | インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等 | 新型インフルエンザ _{**1} 再興型インフルエンザ _{*2} |
| 疾病名の規定方法 | 法律 | 法律 | 法律 | 法律•政令 | 法律•省令 | 法律(発動は大臣による公表) |
| 隔離【検疫法】 | 0 | × | × | × | × | 0 |
| 停留【検疫法】 | 0 | × | × | × | × | 0 |
| 検査【検疫法】 | 0 | × ※鳥インフルエンザ(H5N1)は可能 | × | × | × | 0 |
| 無症状病原体保有者への適用 | 0 | × | × | × | × | 0 |
| 疑似症患者への適用 | 0 | 〇(政令で定めるもの) | × | × | × | 〇 (かかっていると疑うに正当な理由 のあるもの) |
| 入院の勧告・措置 | 0 | 0 | × | × | × | 0 |
| 就業制限 | 0 | 0 | 0 | × | × | 0 |
| 健康診断受診の勧告・実施 | 0 | 0 | 0 | × | × | 0 |
| 死体の移動制限 | 0 | 0 | 0 | × | × | 0 |
| 生活用水の使用制限 | 0 | 0 | 0 | × | × | Δ*3 |
| ねずみ、昆虫等の駆除 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | Δ*3 |
| 汚染された物件の廃棄等 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | 0 |
| 汚染された場所の消毒 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | 0 |
| 獣医師の届出 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | 0 |
| 医師の届出 | 〇 (直ちに) | 〇 (直ちに) | 〇 (直ちに) | 〇 (直ちに) | 〇 (7日以内) | 〇 (直ちに) |
| 積極的疫学調査の実施 | 0 | 0 | O | 0 | Ö | 0 |
| 建物の立入制限・封鎖 | О | × | × | × | × | Δ*3 |
| 交通の制限 | 0 | × | × | × | × | Δ∗3 |
| 健康状態の報告要請 | × | × | × | × | × | 0 |
| 外出の自粛の要請 | × | × | × | × | × | 0 |

指定感染症: 一~三類感染症に準じた対人、対物措置 ※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可

検疫法に基づく隔離・停留等の措置の概要

| 類型 | | 実施する措置 | | | | |
|---------|---|------------------------------------|--|--|--|--|
| | 2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘そう、ペスト等 | 質問、診察・検査、隔離、停 留、消毒等 | | | | |
| 検疫感染症 | 2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症 | 質問、診察・検査、隔離、停 留、消毒等 | | | | |
| | 2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクングニア熱、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア | 質問、診察・検査、消毒等 | | | | |
| 法34条に基づ | き政令で指定する感染症(34条) | 質問、診察・検査、隔離、停 留、消毒等の全部又は一部 | | | | |
| 新感染症(34 | 条の2) | 質問、診察・検査、隔離、停 留、消毒等の全部又は一部 9 | | | | |

指定感染症及び政令で定める検疫感染症の根拠規定

- ◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抜粋 第六条 (略)
- 8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第三章から第七章までの<u>規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で</u>定めるものをいう。

(指定感染症に対するこの法律の準用)

- 第七条 指定感染症については、<u>一年以内の政令で定める期間に限り、</u>政令で定めるところにより次条、第三章から第七章まで、第十章、第十二章及び第十三章の規定の全部又は一部を準用する。
- 2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、<u>一年以内の政令で定め</u>る期間に限り延長することができる。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会 の意見を聴かなければならない。
- ◎検疫法 抜粋

(検疫感染症)

- 第二条 この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。
 - ー 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号)に規定するー 類感染症
 - 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症
 - 三 前二号に掲げるもののほか、<u>国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止する</u>ためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの